

平成30年第4回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明
福祉子ども課長	花村定行
水道課長	田島茂樹
郡教委学校教育課長	青木孝憲

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	中野妙子

1. 議事日程（第4号）

平成30年12月18日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第76号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第77号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第78号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第79号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 第80号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 第81号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 第82号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 第83号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第68号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第10 第70号議案 笠松町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第11 第71号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第72号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第13 第73号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 第74号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 第75号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第76号議案から日程第15 第75号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第76号議案から日程第15、第75号議案までの15議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、条例の一部改正が3件と補正予算の4件を追加提案させていただきます。順次御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、追加議案の1ページの第76号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

条例第5条第2項の期末手当の支給割合を改正するもので、改正条例の第1条では、平成30年12月1日適用でございますが、期末手当の12月の支給割合を2.275月から2.325月に0.05月引き上げるものでございます。

改正条例の2条でございますが、こちらは平成31年4月1日適用するものでございまして、先ほどの期末手当の6月の支給割合を2.125月から2.225月、0.1月プラス、そして期末手当の12月の支給割合を2.325月から2.225月、こちらは0.1月減額するものであります。年間支給月数の変更はございません。施行期日は公布の日で、改正条例の2条の規定は平成31年4月1日適用でございます。

3ページの第77号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら平成30年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

内容につきましては、先ほどの76号議案と同様でございますので、説明は省かせていただきます。

4ページの第78号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず、改正条例の第1条関係ですが、こちらは平成30年4月1日まで遡及適用するものでございますが、議案資料の9ページをお開きいただきますと、給料表を増額改定いたします。行政職給料表は0.19%、それから医療職給料表は0.2%改定させていただきます。なお、実人員に当てはめた改定率は、行政職が0.27%、医療職は0.26%となっております。

そして議案資料の10ページですが、こちらは一般職員の場合の勤勉手当ですが、12月の支給割合を0.9月から0.95月、0.05月分増額させていただきます。年間の支給月は、4.4月から4.45月となります。

それから、資料の戻っていただいて9ページですが、宿日直手当の引き上げを行います。通常の宿日直勤務の場合、1回4,200円を4,400円に増額させていただきます。

それから、現在行われていませんが、制度上残っております、こちらは土曜日が半日勤めていた時代の制度が残っております、後ほどまた廃止することとしますが、一応変更ということで、5時間未満半日直1回2,100円を2,200円、それから半日直から引き続き行われる宿日直勤務を1回6,300円から6,600円に引き上げます。そして常直勤務というのがありますが、以前、宿直2人体制のうち1人を用務員の方が1日置きぐらいで宿直を行っていましたが、この制度がまだ残っております、こういった増額をさせていただきます。

続きまして、資料の10ページへまた戻っていただきまして、資料の下段にありますように、こちらは改正条例の2条関係ですが、平成31年4月1日適用でございまして、期末手当・勤勉手当の6月と12月の支給割合を表のように均等にする改正を行います。

それから、前後して本当に恐縮なんです、資料8ページの右上にございますが、これまで国・県に準じて行ってまいりました一般職の期末手当・勤勉手当基礎額への管理職加算の廃止を行わせていただきます。

それから先ほどもちょっと申し上げましたが、改正条例の第1条で額の改正を行わせていただきましたが、宿日直の関係でございまして、現状に合わせた宿日直の勤務形態とその所要の規定整備、つまり半日直から引き続き行われる宿日直勤務及び常直勤務を廃止させていただきます。

施行期日は公布の日からで、改正条例の第2条は平成31年4月1日適用となります。

議案の17ページから26ページにわたっておりますが、第79号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

490万1,000円を増額補正させていただきます。

今回の補正は、平成30年の人事院勧告に基づく給与改定及び育児休業、それから退職に伴う人件費と4件の寄附に伴う補正でございます。

給与改定等の内容については、条例改正の議案において御説明しましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率を0.05月引き上げることに伴う増額のほか、一般職においては給与改定及び職員手当の支給状況の異動に伴う増額、一方、退職、育休職員に係る給料の減額について所要の補正を行うものでございます。

議員さん方の期末手当を含む一般会計に係る人件費関係の補正額といたしましては、187万円の減額でございます。そして、このあと出てきますが、特別会計を含めた全体では114万2,000円の減額補正となっております。

以上が人件費を主とした関係の補正でございますが、その他の補正内容について御説明申し上げます。

まず、22ページの歳出のほうでございますが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、積立金の補正がございます。こちらは社会福祉事業を目的とした指定寄附として、12月7日に笠松町日赤奉仕団下羽栗分団から3万円、そして愛馬会から1万3,100円をいただきましたので、これらの寄附を社会福祉基金に積み立てるため、積立金を4万3,000円増額補正するものでございます。

そして繰出金がございますが、国民健康保険特別会計と、それからその下の介護保険特別会計、そして、ちょっと飛んでいただいて24ページの第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の下水道事業特別会計であります。この3つの特別会計の人件費の増額補正に伴い、一般会計からの繰出金を合計で72万8,000円増額させていただきます。

そして25ページですが、第9款 教育費、第3項 中学校費、第2目 教育振興費に補正がございますが、こちらは岩田市蔵氏から教育振興事業として12月17日に指定寄附金400万円をいただきましたが、このうち200万円を活用して笠松中学校の各クラスに電子ピアノを購入することに伴い、備品購入費を200万円増額させていただきます。

そして26ページの第5項の社会教育費、第2目 公民館費でございますが、こちらも岩田市蔵氏からの寄附の200万円を活用し、中央公民館大ホールの椅子を購入するため、備品購入費を200万円増額させていただきます。内容といたしましては、スタッキングチェアとそれを積む専用台車を購入するもので、大ホールは300人定員ですので、今年度はこの補正の範囲内で購入させていただき、不足分は来年度の早い段階に同じものを購入したいと考えております。230脚と台車8台を購入したいと思っております。

そして第11款 諸支出金、第2項 基金費、第4目 光文庫整備基金費でございますが、株式会社光製作所から光文庫整備を目的とした指定寄附の申し出が12月12日にございましたので、基金に積み立てるため、積立金を200万円増額させていただきます。

以上が歳出の内容でございますが、歳入、20ページでございますが、今回の補正に伴い、財源に充てていた財政調整基金を114万1,000円減額させていただきます。

以上が一般会計の補正でございます。

27ページの第80号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は28万3,000円の増額補正でございます。

29ページの歳出でございますが、こちらは給与改定に伴い、人件費を28万3,000円増額させていただきます。財源といたしましては、一般会計の繰入金を28万3,000円増額させていただきます。

続きまして、30ページの第81号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、9万1,000円の増額補正でございます。

こちらも給与改定に伴い、人件費を9万1,000円増額するもので、財源は一般会計繰入金を充てさせていただきます。

最後の33ページの第82号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてありますが、35万4,000円の増額補正をさせていただきます。

こちらも給与改定に伴い、人件費を35万4,000円増額するもので、財源は全て一般会計の繰入金を充てさせていただきます。

以上7議案を追加させていただきます。前に提案させていただきました案件と同様に、御審議賜り、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） それでは、第83号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。朗読して説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

第83号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、今議会に提出された第71号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例を受け、所要の規定整備を行うものであります。

内容につきましては、下水道事業の公営企業化により、部設置条例において建設水道部をそれぞれ建設部と水道部に改めることに伴い、議会委員会条例第2条第2号民生建設常任委員会の所管事務に関する規定においても、建設水道部を建設部と水道部に改めるものであります。施行期日は、部設置条例と同様、平成31年4月1日であります。よろしく御議決のほうお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。ただいま提案の第76号議案から第83号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案から第83号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第68号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 15ページですが、台風の影響による措置の中身だと思いますが、第13款 災害復旧費、1項 公共施設災害復旧費の3目の桜木等伐採関係の委託料ですが413万5,000円。これについては桜の倒木によるものだったと思いますが、全部で何本あって、そして奈良津堤と合わせて桜町の関係もあったと思いますが、何本あって、伐採した後の処理の経費は結構かかるということですが、伐採と処理と全部含めて委託料の中に入っているのか、その点お尋ねします。

それから、4目の土木施設災害復旧費なんですけど、その中の公園の関係の工事負担がありますが、公園全体のどことどこであったのか、どのような修復をされたのか、その被害状況も教えてください。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 補正予算の4目 土木施設災害復旧費でございますが、こちらに計上させていただきましたのは、三角駐車場ののり面でございます桜木が倒木したことによりまして、のり面の階段の手すり破損したことによる修繕費でございます。

それから、もう一つにつきましては、台風21号の木曾川の増水によりまして、みなと公園のせせらぎ水路及び芝広場、園路に堆積しました土砂の撤去にかかった費用でございます。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

桜木等支障枝伐採作業委託料ということでございますが、台風21号の影響によりまして、町内の桜木約20本ぐらい倒木をしております。

あともう一つの御質問、伐採と処理、合わせて委託料ということでさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、3目の商工施設のほうの関係ですが、この委託される業者、庭師のような方なのか、まず町内の業者かどうなのか、それからこうした作業をやっていただく

業者というのは、具体的には造林業の方なのかどうかお尋ねします。

それから4目のほうですが、みなと公園土砂のほうの関係はわかったのですが、公園のほうというのは、みなと公園だけであったのか、幾つかの公園もあったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

その倒木の処理等々の委託業者でございますが、町内の業者ではございません。通常の桜木の管理を行っていただいております造園会社に委託を通常しておりますので、その業者に今回、台風21号の影響の倒木の伐採処理等をお願いしたということでございます。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 公園につきましては、既決予算のほうで対応した部分で、運動公園内の西駐車場におきまして倒木がございましたので、そちらについて処理をさせていただいたものがございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 商工施設のほうですが、町外の業者で、日ごろの管理と含めて観光関係としてやっている業者というふうに理解をいたしました。町内にはそれにそぐう業者というのはないのか、これを選ぶときはどのようにされているのかお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

業者の選定につきましては、いろいろ堤防等々の場所で桜木がありますので、いろんな機械設備とか整った業者というところで、その該当する業者で入札を行って決定をしております。

その該当する業者は町内にはございません。以上でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第70号議案 笠松町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 水道事業、下水道事業公営化のための条例改正ではないかと思えますけれども、公営企業化をすることのメリットとか、運営上とかいろんな意味で、公営企業とこれまでの下水や水道事業と何がどう違ってくるのかももう少し教えてください。

○議長(尾関俊治君) 田中部長。

○建設水道部長(田中幸治君) 下水道事業の公営企業化を適用するメリットということですが、現在、下水道につきましても、水道事業につきましても、いろんな課題を抱えておりまして、住民サービスを将来にわたって継続するために、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行いながら、より機動的で柔軟な経営を行うことの必要性が増しておるといふふうに考えております。

公営企業法を適用することによりまして、財務規定等の適用によりまして、運営管理に係る損益取引や建設改良費に係る取引資本の区別をして整理することになります。経営成績を適正に示すことや利益や損失の確定を適切に行うことができることから、その分析を通じて中長期的な計画である経営戦略の策定に基礎的な情報を得ることになります。また、一般会計のように現金のやりとりだけではなく、減価償却費の考え方が導入されることによりまして、金額ベースでの資産の老朽化ですとか、あるいはその老朽化の状態を的確に把握することが可能になり、更新計画に役立つことになるというふうに考えております。

また、弾力的に予算のほうが適用できることになり、より経営の自由度が増すというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長(尾関俊治君) 10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 説明はわかりましたけど、その公営企業によることで、独立採算制になるのではないかとこのように伺っていますけれども、基本的にはこれまでのように一般会計から援助していくような、繰り入れをしていけるような状況のまま、そのような考え方でいいのかどうなのかお尋ねします。

○議長(尾関俊治君) 田中部長。

○建設水道部長(田中幸治君) お答えいたします。

公営企業化によって下水道事業が独立採算制になるのではないかと、繰り出しについての御質問でございますが、基本的には独立採算制ということになります。下水道に関しては、下水道の施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることが認められない費用に相当する額については繰り入れをするということになりますので、一般会計からの繰り入れがございます。主に工事に関する、流域下水道の建設費に当たる事業債のほうに充てるようになっております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町は、特別に負担金を取らない事業として下水道をやってきましたが、そのことはこの条例によって変わってしまうということはないのかどうか、一番心配するところですけども。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 受益者負担金のことによろしいでしょうか。

受益者負担金につきましては、今後も御負担いただくことはございません。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例についての反対討論をさせていただきます。

今、水道法が国で変えられて、それに今すぐ順応するという事はないですけども、道を開く一歩になるのではないかとこのことを一つ思います。

それから、どうしても採算性を重視されていくこの条例になりますと、下水道それから水道料金の引き上げにとつながっていく体制になるというふうを考えて、この条例の制定に反対します。

○議長（尾関俊治君） 次に賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 賛成の立場から討論申し上げます。

今回の条例に関して、将来的にも笠松町がすばらしい水を維持するには、この公営企業化に向けて、提案説明の中にありましたように、今すぐ笠松町が水道法に沿ってやるということじ

やなくて、我々の命である安全な水を供給し、また老朽化した水道施設、下水道の復旧をする上で、将来的にこの費用負担を孫、子供に残さないように健全なる会計を進めていくのが今の考えるところでありまして、今すぐどうのこうのというのじゃなくて、将来的に見据えて、これからの水道事業、下水道事業に邁進していきたい。我々議会のほうも注意深く進めていくためにも、この条例に対して賛成の答弁とさせていただきます。

○議長（尾関俊治君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例については、未婚の一人親を寡婦として扱うという条例になるのではないかと思います。寡婦としてみることによって税制上などや保育料などどのように変わってくるのか、もう少し説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、笠松町特定教育、それから特定地域型保育事業というものも今までにない、普通の保育所と違う名前なんです。どのような保育所なのか、地域型保育事業というのはどういうものなのか説明してください。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

寡婦につきましては、現在、一人親の場合ですと寡婦控除というものが税法上であります。ただ、未婚の一人親の場合ですと、この寡婦控除が税法上では受けておりません。そのため、保育料を計算するときには、この未婚の一人親の方も寡婦控除をみなしとして控除させていただきます。

それから、特定教育とかのことですけれども、こちらのほうは平成27年度から子ども・子育て支援法になりまして、その中で施設型給付ということで、特定教育ですと幼稚園、笠松町ですと双葉幼稚園です、あと、特定保育というのが笠松保育園、第一、松保、下保というふうで、施設型の給付をしているところについては、このような言い方をしております。

それから、地域型保育につきましては、19人以下の小規模の保育所の場合を地域型保育事業というふうに言っております。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まず29ページ、総務管理費の中なんですけど、5目の町民バス運行費、修繕料で38万2,000円あるんですけども、これ、新しいバスになってから、よう修繕料が発生しているんですけども、新しいバスになって何年になるのか、今までに幾ら修繕料を使ってきたとか、ちょっとその数字を教えてください。

それから、その下、防災対策費なんですけど、これは大阪の地震でブロック塀が倒れたことによって危険箇所の調査をし、危険判定なんかも町でされていたんですけども、9月のときにも、このブロック塀の撤去及び新しく改修する事業費として補正が出ていたんですけど、今回196万9,000円出るんですけど、笠松町全体を調査して、このブロック塀撤去、そして新しいもの

に切りかえられるというところがどのくらいあるのか。危険箇所は何カ所あったのか。それによって今回改修されるところが全体の何%なのか。そして、されないところについては、笠松町として今後どうしていかれる予定なのか。それで、このブロック塀の改修については今年度限りではないかなあという気がするんですけども、来年度以降もこういった事業を進めていかれるのかどうか、その辺もちょっとお聞かせください。

それから次、31ページなんですけど、衛生費の中の塵芥処理費、馬ふんの処理なんですけれども、これは笠松競馬場において馬ふん処理施設をまずつくって、そこに保管をし、そして肥料化も考えていくということの話があったんですけど、笠松町として処理をするということで、お金は全部競馬場のほうからいただけるみたいなんですけれども、笠松競馬場の施設がつかれなくなった理由は何なのか。今後ともずっと笠松町で委託を受けて、馬ふん処理をしなきゃいけないのか。その辺の見通しはどうなのか。それについてちょっとお尋ねしたいんですけど、その3点お願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私からは、今の競馬場の馬ふんの問題をお答えしたいと思います。

まず御承知のように、こういうような事案になって、今の馬ふんが処理をされておりますが、もともと競馬場の中でのいろんな計画の中で、馬ふんを処理するピットをつくって、いわゆる有機物として外へ出そうということで準備を進めてきております。ただ、やはり有機物として外へ出すためには、相手方がきちっと対応をできることを確保してからの対応であると。今まで二、三カ所いろいろ当たって対応できる場所があったようではありますが、まだそれだけの量に対応でき、我々が思っている有機物の搬送ができる体制がまだ整っていないようでありましたから、そういうことも今1カ所だけやなくて、複数いろいろ当たりながら、そういう状況づくりを今やって、それからピットを開設した中で対応しようということで、鋭意、競馬場の中ではそういう対応を進めております。当然それが経営上も、また笠松町や岐南町の住民の皆さんにそういう手間をとらせない最善の方法であると思いますから、そういうことも今、鋭意対応を進めているというのが現状であります。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私のほうからは、29ページの町民バス運行費の修繕料について2点御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目、この新しいバスはいつから運行をしているかという御質問でございますが、平成26年10月から運行をしております。

あと、この新しいバスの修繕料の累計ということで、平成26年10月から約4年間経過をしておりますが、まず1つの車につきましては231万1,000円、もう一台のバスにつきましては304万3,000円ということで、これは通常の修繕料と、あと車検代、点検代等も含んだ額となって

おります。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、29ページ、6目の防災対策費の中での防災及び緑化に関する補助金についてお答えをさせていただきます。

まず状況はということで、9月に御報告申し上げましたが、6月に大阪の地震を受けまして、7月1日からこの制度を拡充して運用させていただくことといたしました。それに要する費用といたしまして271万8,000円を増額補正させていただきまして、315万1,000円ほどの現計予算額になったところでございます。それ以降、また申請ですとか確認状況なんかが進んでいく中で予算額に不足が生じる見込みであるということで、今回さらに196万9,000円を増額補正させていただくというような状況になったものでございます。

それで、どのくらいの状況でどうだったのかということで、まず安全点検させていただきましたブロック塀の数が775件ございました。これまでに申請していただいて完了していただいているもの、また御相談いただいて現地確認をさせていただいているものがございまして、合わせますと51件御相談をいただきまして、率にいたしますと6.6%の改修率というような形になっております。この中で、775件のうち、特に危険と判断されましたブロック塀については129件ございまして、こちらに対する対応率は17件で13.2%という数字になっております。

それで2点目の御質問で、対応していただけないというようなところについてはどのような対応かということで、今後、この制度の拡充ということをさらに周知しまして、危険箇所の改修に向けた取り組みを行っていただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後、3点目ですね。今年度末までだったというようなことでお尋ねいただきましたこの拡充と申しますか重点期間については、今後、平成32年3月31日までを助成の制度の拡充期間として、重点的に何とかこの期間で改修をしていただけるようお願いをしましてまいりたいと考えております。この後につきましては、さらなる施策を打ち出さない場合ですと旧の制度、旧の助成率に戻るということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まず町民バスの件ですけれども、今まで4年で車検費とか点検費も含めて230万とか三百何万と言われたんですが、ちょっと修理が多いんじゃないかなあという気がしているんです。それで、単純に考えまして、私もけさずうっと、どのくらい走るもんかなあと思って計算しておったんですが、1年で10万キロくらい走るんじゃないかなあと思うんですね。というのは、笠松町を1往復すると大体20キロから25キロくらいだろうと。それで1日10本くらい走っているんですかね。10往復くらいしているんですかね。それで、年間で330日ぐ

らい走っているんじゃないかなあと思うんですけどね。そうやって計算していくと10万キロぐらい。そうすると4年たつということは40万キロぐらい走っているということですね。こういう今使っているようなバスですね、例えば旅館が持っているようなマイクロバスは、業者のほうですぐ用意できるみたいですけども、ああいった特殊なバス、低床バスとかこういったバスについては、あるところの情報によりますと注文を受けてからつくる、そのつくるにも物すごい時間がかかるということで、何か2年ぐらい待たなきゃいかんというような話も聞いておるんです。

それで、このバスに変えてから、いかにも何か修繕費が多いという感じもしますし、ましてやクラッチ付きのミッションのバスなんですよ。壊れる頻度も高いといいますが、そういうことから考えていくと、将来的にここ1年や2年で変えることはないと思うんですけども、やっぱり将来計画をつくって、先ほど言いましたように、注文してから2年ぐらいかかるということのを考慮しながら次のことを考えていく体制にもうそろそろ入っていいんじゃないかなあということをおもいますが、その辺についてはどう考えてみえるのかお尋ねします。

それから、ブロック塀については、特に通学路ですね。今回、大阪北部地震で話題になったのは通学路なんですよ。今回、笠松町としても、全国的にそうなんですけれども、助成金の拡大をしたのは通学路なんですよ。今、危険箇所と言われるのが120カ所ぐらいあってという話なんですけれども、今回改修されていないところで通学路がどのくらいあるのか。そこに対しては、もっと粘り強く交渉をしていただきたいなあという気がするんですけども、その辺の対応についてももう一度お答えをいただきたいということ。

それから馬ふんの件は、前に私はお願いをしたといいますが、一般質問でもやったんですけども、肥料としてやっぱり有効活用できる。先ほど町長さんもそういうふうにおっしゃって見えるんですけども、岐阜大学と連携協定を結んだということとか、それから岐阜県農業大学校というのがあるわけですが、そういったところとやっぱりうまく連携をとりながら、スーパー肥料をつくってもらえれば、受け入れ先はたくさん出てくるんじゃないかなということをおもうんです。そういったことを検討するようお願いをしていたんですけども、そういったことを検討していただいたんですかね。検討して、今、研究中やということであれば、その研究成果が出たところで新たにピットつくるなり、それからそういった肥料化して販売していくということでいけば、競馬場としても利益が上がっていくんじゃないかなということをおもうんですけども、その辺についてももう一度説明をお願いしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 競馬場でピットを開設して、そこで馬ふんを攪拌しながら、いわゆる有機物として対応するための研究とか、あるいはそういう方法とかというのは、今おっしゃったとおり、私どもは岐阜大学や県農政部等の連携の中で着実にそういう研究は進めて、対応方法

を決めて今進めておっていると。ただ、その販売先のことに関しては、これは大学とか県だけではなくて、私どもの競馬場がいろいろ持っている情報の中で、滋賀県や香川県や静岡県やという必要としている業者の皆さんを当たって、私どもの有価物としての馬ふんを提供できるような体制づくりができるかということ、今探ってやらせていただいております。たまたま1カ所、いろいろそういう当てはまるものが出てきたんですが、いかんせんやっぱりお金の問題がありますので、それが果たして有価物として認められるかどうかという問題もいろいろありますので、そういうことを今研究しながら進めている段階であります。

結構、量が多いだけに、やっぱり相手方の対応がきちっとしないと、吐き出す余裕がないのにピットをつくって進んでいくわけにはまいりませんので、その辺のことを今、確認とお願いをしながら鋭意進めている状況であります。そう長い時間はかからなくて解決できるんじゃないかという見通しを持ちながら今進めておりますので、またそういう中でいい相手先やいいアイデアがあれば、どんなことでもいいのでまた御指示いただければありがたいとは思っています。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私のほうから、巡回バスについてお答えをさせていただきます。

まず、修繕料の関係なんですけど、実は以前、リフトつきバス2台と婦人会のバスで運行していた場合、そちらの場合だと3台、平等にローテーションをして運行しておりました。そのときにつきましては、年間5万から6万キロ1台でしていた状況でございます。それで、そのリフトつきバス、当初4年間の修繕料というのが約270万ほどかかっておりました。それに比べまして、今度、新しいバスにつきましては、主に新しいバス2台でローテーションをしております。1台リフトつきバスがありますが、それは予備車ということで、新しいバスが車検とか修繕をしておるときに運行しているという状況で、その新しいバスにつきましては年間7万キロ運行している状況でございます。それを比べますと、距離数的には今の新しいバスのほうがリフトバスに比べまして修繕がかかっていないのではないかというふうで分析はしているところでございます。

もう一つの、次の車両のことを考えていくということにつきましては、現在、バスのアンケートもとりましてルートの見直しやいろいろ検討を今後していくことによりまして、車両の更新もあわせてそこで検討をしていきたいなというふうで考えております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） では、私のほうからは、通学路に面するブロック塀の状況でございますが、特に危険判断箇所129件のうち、何件というのはちょっと今数字を手元に持っておりませんが、申しわけございませんが、改修をしていただいた17件のうち9件は通学路に面したと

ころに設置されたブロック塀でございました。

今後の対応についてということでございますが、それぞれ個人の資産ということもございまして、何とか私どものこの制度を拡充させていただいている期間内に、それが動機づけとなって改修に向けてアクションを起こしていただけるように、働きかけは継続してまいりたいと考えています。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ちょっとお尋ねなんです、28ページの県支出金、県議会議員選挙における委託金ということで、今回69万9,000円。県議会議員の選挙は4月、平成31年度になるわけですが、説明などは前倒しで3月にやらなきゃいかんということで、県のほうからこれだけの委託金が来るわけでございますけれども、それに関連して投票率のアップということで、来年、成人式もありますけれども、18歳に選挙権が繰り下げになったこともあって、その後、投票率のアップに向けてこの1年間、笠松町としてどのような運動をされておられるのか。もしありましたら、一遍聞かせていただきたいと思っております。

それと平成31年度、新しい元号に5月になるわけですが、来年、平成31年度は県議会議員の選挙に始まり、6月に町長選、7月に参議院と、それから年がかわって3月に町議会議員選挙があるんですが、我々の任期も平成31年度最後の、新しい元号になった3月に任期末になるんですが、我々、投票率を上げるというのも大事ですが、やはり経費の問題があります。また今、期日前投票が特にたくさん出てきておるんですが、今回の選挙に関して関連ということで、今、期日前投票も全国的に聞くところによりますと、スーパーで期日前投票をやったり、公共施設で場所をふやして、少しでも投票率を上げるというようなことを聞いていますが、この笠松町では特に下羽栗地区、松枝地区の方が期日前投票をやろうと思うと本庁まで来なきゃならないようなことで、これはある程度、条例なんかで決まりがあるものなのか。これは独自に町単位で決めればいいのか。そこら辺のこともちょっと聞かせていただきたいと思っております。

それと、町長選が6月で、議員選挙がその年の明くる年の3月ということで、町長選のときに議員選挙と一緒にやったらどうかと、前々から僕は思っているわけですね。町長さんの選挙は6月で非常に気候がいいときですが、議員の選挙は寒くて寒くて、ストーブの余分に光熱費も要りますし、本当なら一緒にやっていただいたほうが町民の方も一遍に済んでいいんじゃないかなあというふうに思いますが、これに関しては、やはり規則というのか条例的にそういうものはできないのか。また、先ほどの期日前投票と重ねて、我々議員も考えなきゃいかん時期に来ているんじゃないかなあというふうに思いますが、企画のほうか総務のほうか、町長

さんの意見としても聞ければいいんですが、2点、3点に対して、ちょっと今の見解を聞かせていただければいいかなあとと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾関俊治君） この際、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、選挙に関連いたしまして3点ほど御質問いただきました。順にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の選挙の投票率向上に向けた啓発運動等についてはどんなようなことをいうようなお尋ねでございました。

こちらにつきましては、例年、新成人の集いのところで選挙に関する制度なんかのお知らせ等を封入させていただきまして啓発に努めたり、あとは小・中学校では選挙ポスターの作成とございますか、制作というようなことを努めたりをさせていただいておったり、あとは当然、選挙のときには駅前等で街頭啓発等の活動を実施させていただいているところでございます。

あと一つ、特徴的なこととしては、平成27年には岐阜工業高校の生徒さんに笠松町のPRポスターを制作していただいた際に、ポスター総選挙と題しまして本当の選挙機材なんかを使いまして、投票とか開票とか業務をしていただくことによって選挙についての制度をお知らせしたというような事業をさせていただいたりしておるところでございます。

確かに若年世代の投票率の低下、いろいろ言われておるところでございますので、選挙管理委員会とも相談しながら投票率の向上に向けた活動について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の期日前投票所の増設についてのお尋ねをいただきました。

こちらについては、町の選挙管理委員会のほうで決定をすれば、期日前投票所のほうを新たに設定したりすることは可能でございます。現在、当町におきましては、二重投票の防止の関係ですとか、システム等の兼ね合いもございまして、笠松町役場1カ所でございますが、現状ではそれが最適であろうというような認識のもとに運営をさせていただいているというような状況になってございます。

最後、3点目の関係で同日選挙にしたらというようなお話でございました。こちらにつきましては特例法がございまして、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律というのがございます。今度、来年におきましては、平成31年3月から5月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員または長の選挙に

については、原則として選挙期日を4月7日または21日に統一するというような規定がございますが、当町においては町長及び議会議員さんの任期の兼ね合いから、こちらについては適用になりません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

最初の投票率の関係でいろいろと施策はされているようですが、特に年々投票率は下がっていくような風潮があるわけですね。やはり今の中学生、高校生、また20代、30代までの方が本当に投票に出かけるということの関心の低さ、また、若い子供さんたちが我々の町は我々でつくるといふ気持ちがだんだん薄れていくんじゃないかなあというふうに思っておりますので、町のほうとしても今度の新成人の集い、また平成31年度、新しい元号になるときですので、少しでも政治に関心を持っていただいて、我々の町は我々のアイデアで過ごすというようなことで、しっかりと広報活動に向けて1年間、来年度予算も兼ねて、もうすぐ来年度予算を構築していかなきゃなりませんので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、やはり期日前投票、選挙管理委員会というのがありますが、我々議会としても、本当に下羽栗地区、松枝地区、どんどんこれから高齢化社会になりまして、やはり1カ所ではちょっと無理が生じてくるんじゃないかなあというふうに思っております。それには経費も伴うし、期日前投票5日間の決まり等やるにしても、参議院なんかは長い時間やらなきゃなりませんので、これは予算的にも大変だろうと思っておりますが、そこら辺のことを一遍前向きに考えていったらどうかなあというふうに前々から思っております。何とか有権者の皆さん方が投票率アップに向けて投票に出かけていただける体制を整えなきゃいかんかなあというふうに思っております。最近ではスーパーとか駅とかそういうようなところで、大きな都市ではそういう場所を設けていらっしゃるようですので、当笠松町、1万7,000人から1万8,000人の有権者ですので、何とか利便性を考えて前に進んでいきたいと思っております。

それと、町長選と議員の選挙、6月と3月ということですが、これは特例法で3月から5月の間に重なっているところは統一でやれというようなことは前から聞いておりますが、これは我々の問題でもあるし、また町民の皆さん方の声を聞いて、また議員の仲間、またいろんな町のほうの関係者と相談して、またいい方法でも見つければいいかなあというふうに思っておりますので、返答は結構ですので、また今後どういうことになるかわかりませんが、前向きに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたしまして、答弁は結構ですのでよろしくお願ひいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

第79号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成30年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成30年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年12月18日

議 長 尾 関 俊 治

議 員 竹 中 光 重

議 員 船 橋 義 明